

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和7年8月15日受付分)

名称

特定非営利活動法人
在宅福祉支援グループ・コスモス

縦覧期間

令和7年8月15日(金)から
令和7年8月29日(金)まで

在宅福祉支援グループ・コスモス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人であり、在宅福祉支援グループ・コスモス（略称コスモス）という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目10番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会、地域で支援の必要な高齢者及び障害者に対して、ホームヘルプサービスなど在宅福祉に関する事業やグループハウスの運営などの事業を行い、もって高齢者及び障害者と共生する地域コミュニティの創造により福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
保健、医療または福祉の増進を図る活動。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 有料老人ホームの管理・運営
- (2) 介護保険法による訪問介護事業
- (3) 介護保険法に基づく地域密着型通所介護
- (4) 介護保険法による居宅介護支援事業
- (5) 介護保険法に基づく介護予防訪問介護または第1号訪問事業
- (6) 介護保険法に基づく介護予防通所介護または第1号通所事業
- (7) 高齢者、障害者に対する相談・広報活動
- (8) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」と言う。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金）

第8条 正会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して1年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

（退会）

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この定款等に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- （1）理 事 7名以上12名以内
- （2）監 事 2名

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め並びに総会の議決に基づき第32条の議決に参加する。
- 4 理事長及び副理事長は、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は兵庫県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。事務局及び職員に関する事項は別に定める。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 年会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後速やかに開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。理事長が欠席のときは副理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 助成金

(5) 財産から生じる収益

(6) 事業に伴う収益

(7) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に係る事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数にかかわるものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 兵庫県知事による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、兵庫県知事の認定を得なければならない。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10条 雑則

（細則）

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	清水志津子
副理事長	平石ツヨコ
同	永井 美起

理 事	小林 敬子
同	森本 治子
同	吉野 貞子
同	矢尾 征代
同	宮井 八重
同	筒井 利子
同	田之上鐵男
監 事	鈴木 良子
同	木島 健二

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年4月20日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この法人の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正 会 員 1,000円

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人
在宅福祉支援グループ・コスモス

1. 基本方針

コスモスのめざすもの（5カ条）を基本に将来にわたって安定した経営基盤を築き、地域と共に歩んでいきます。

- ① 「住みなれたまちに安心して住み続けられるまち」をめざします
- ② 「みんなで支え合い励まし合い暮らしていけるまち」をめざします
- ③ 「高齢者・障害者の自立を支える福祉」の実現をめざします
- ④ 「すべての人が人間として尊厳される福祉」の実現をめざします
- ⑤ 「日本一の福祉と人権のまち」をめざします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時 期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 有料老人 ホームの管理・ 運営	①身体状況に応じた援助の提供 ②自立した生活の場の提供	通年	尼崎市	33 人	35,000
(2) 介護保険 法による訪問 介護事業	①介護保険法の法令を 厳守し、利用者の有する 能力を生かした日常生 活の支援	通年	尼崎市	50 人	53,300
(3) 介護保険 法による地域 密着型通所介 護	①介護保険法の法令を 厳守し、利用者の有する 能力を生かした日常生 活機能訓練の支援	通年	尼崎市	50 人	19,900
(4) 介護保険 法による居宅 介護支援事業	①相談窓口としての基 盤作り ②地域ケアネットの構 築、医療・介護の連携等	通年	尼崎市	70 人	6,800
(5) 介護保険 法に基づく介 護予防訪問介 護又は第1号 訪問介護事業 (総合事業)	訪問介護員が日常生活 の支援を提供します。	通年	尼崎市	15 人	5,700

(6) 介護保険に基づく介護予防通所介護又は第1号通所介護事業(総合事業)	通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能訓練の支援	通年	尼崎市	10人	2,100
(7) 高齢者、障害者に対する相談・広報活動	① 地域の相談窓口として、介護の事はもちろんあらゆる相談に応じる ② コスモス便りの定期発行、配布活動員の体制作り	随時	尼崎市金楽寺周辺地域	5人	0
(8) その他、目的を達成するために必要な事業	① 地域社協・団体等と協力を努める ② 会社全体で、地域福祉の取り組みを介護業務と並行し実施する ③ コスモス会員の管理、会員の拡大に努力する ④ 男女や年齢に隔たりなく働ける環境作りに取り組む	随時	尼崎市金楽寺周辺地域	会員・社員	0

4. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 6月

②理事会 年4回

(2) 事務局体制

理事長：下條 洋子

事務局長：大盛 智子

事務局スタッフ：有料老人ホームやすらぎ荘管理者：酒井 ミチ子
訪問介護コスモス 中川 義和
経理(訪問介護コスモス) 平山 由美子
以上 5名

令和7年度予算

令和7年度 活動予算

自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31日

(法人名称) 特定非営利活動法人在宅福祉支援グループ・コスモス
(単位: 円)

収入 (収益)	金額	支出 (経費)	金額
1 会費 受取会費	100,000	1. 人件費 給料・賞与	72,000,000
2 寄付金 受取寄附金	50,000	法定福利費	9,000,000
3 助成金 受取助成金	100,000	福利厚生費	500,000
4 事業 訪問介護事業収益	59,000,000	通勤手当	500,000
有料老人ホーム事業収益	35,000,000	退職金繰り入れ	650,000
通所介護事業収益	18,800,000	2 その他経費	
居宅介護支援事業収益	6,800,000	支払家賃	24,180,000
5 その他		水光熱費	2,700,000
受取利息収益	200	消耗品	2,000,000
雑収益	10,000	賃借料	3,500,000
		保険料	280,000
		修繕費	50,000
		介護厚生費	100,000
		租税公課	2,500
		旅費交通費	10,000
		通信費	600,000
		支払手数料	2,300,000
		接待交際費	150,000
		研修費	100,000
		支払報酬	506,000
		諸会費	630,000
		会議費	3,000
		法人・住民税	82,000
収入合計	119,860,200	支出合計	119,843,500
当期計上増減額	16,700		
前期繰越正味財産額	40,178,295		
次期繰越正味財産額	40,194,995		

令和 8 年度事業計画書

特定非営利活動法人
在宅福祉支援グループ・コスモス

1. 基本方針

コスモスのめざすもの（５カ条）を基本に将来にわたって安定した経営基盤を築き、地域と共に歩んでいきます。

- ① 「住みなれたまちに安心して住み続けられるまち」をめざします
- ② 「みんなで支え合い励まし合い暮らしていけるまち」をめざします
- ③ 「高齢者・障害者の自立を支える福祉」の実現をめざします
- ④ 「すべての人が人間として尊厳される福祉」の実現をめざします
- ⑤ 「日本一の福祉と人権のまち」をめざします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時 期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 有料老人 ホームの管理・ 運営	①身体状況に応じた援助の提供 ②自立した生活の場の提供	通年	尼崎市	33 人	35,000
(2) 介護保険 法による訪問 介護事業	①介護保険法の法令を 厳守し、利用者の有する 能力を生かした日常生 活の支援	通年	尼崎市	50 人	53,300
(3) 介護保険 法による地域 密着型通所介 護	①介護保険法の法令を 厳守し、利用者の有する 能力を生かした日常生 活機能訓練の支援	通年	尼崎市	50 人	19,900
(4) 介護保険 法による居宅 介護支援事業	①相談窓口としての基 盤作り ②地域ケアネットの構 築、医療・介護の連携等	通年	尼崎市	70 人	6,800
(5) 介護保険 法に基づく介 護予防訪問介 護又は第 1 号 訪問介護事業 (総合事業)	訪問介護員が日常生活 の支援を提供します。	通年	尼崎市	15 人	5,700

(6) 介護保険に基づく介護予防通所介護又は第1号通所介護事業(総合事業)	通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能訓練の支援	通年	尼崎市	10人	2,100
(7) 高齢者、障害者に対する相談・広報活動	① 地域の相談窓口として、介護の事はもちろんあらゆる相談に応じる ② コスモス便りの定期発行、配布活動員の体制作り	随時	尼崎市金楽寺周辺地域	5人	0
(8) その他、目的を達成するために必要な事業	① 地域社協・団体等と協力を努める ② 会社全体で、地域福祉の取り組みを介護業務と並行し実施する ③ コスモス会員の管理、会員の拡大に努力する ④ 男女や年齢に隔たりなく働ける環境作りに取り組む	随時	尼崎市金楽寺周辺地域	会員・社員	0

4. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 6月

②理事会 年4回

(2) 事務局体制

理事長：下條 洋子

事務局長：大盛 智子

事務局スタッフ：有料老人ホームやすらぎ荘管理者：酒井 ミチ子
訪問介護コスモス 中川 義和
経理(訪問介護コスモス) 平山 由美子
以上 5名

令和8年度予算

令和8年度 活動予算

自 令和 8 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31日

(法人名称) 特定非営利活動法人在宅福祉支援グループ・コスモス

(単位: 円)

収入 (収益)	金額	支出 (経費)	金額
1 会費 受取会費	100,000	1. 人件費 給料・賞与	72,000,000
2 寄付金 受取寄附金	50,000	法定福利費	9,000,000
3 助成金 受取助成金	100,000	福利厚生費	500,000
4 事業 訪問介護事業収益	59,000,000	通勤手当	500,000
有料老人ホーム事業収益	35,000,000	退職金繰り入れ	650,000
通所介護事業収益	18,800,000	2 その他経費	
居宅介護支援事業収益	6,800,000	支払家賃	24,180,000
5 その他		水光熱費	2,600,000
受取利息収益	200	消耗品	1,900,000
雑収益	10,000	賃借料	3,500,000
		保険料	280,000
		修繕費	50,000
		介護厚生費	100,000
		租税公課	2,500
		旅費交通費	10,000
		通信費	600,000
		支払手数料	2,200,000
		接待交際費	150,000
		研修費	100,000
		支払報酬	506,000
		諸会費	630,000
		会議費	3,000
		法人・住民税	82,000
収入合計	119,860,200	支出合計	119,543,500
当期計上増減額	316,700		
前期繰越正味財産額	40,194,995		
次期繰越正味財産額	40,511,695		